

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

ふりがな

代表者職・氏名

生年月日

本件責任者 氏名

担当者 氏名

連絡先(電話番号)

連絡先(電話番号)

令和7年度において、北海道(北海道警察本部)が発注する入札に参加したく、関係書類を添えて一般競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 物品等の名称

警察本部庁舎で使用する電力

2 申出事項

一般競争入札参加資格申請に当たり次のいずれにも該当することを申し出ます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (8) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (9) 令和8年3月1日から送電することが可能であること。
- (10) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (11) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱(平成28年10月31日付け総務第2762号)の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 添付書類

- (1) 商業登記簿(法人) 申請書提出日から遡及し、3ヶ月以内に発行されたもの。
- (2) 納税証明書 申請書提出日から遡及し、3ヶ月以内に発行されたもの。
 - ア 道税(道が賦課徴収するものに限る。)に滞納がないことの証明書
道税事務所、振興局が発行するもの。
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道に納税義務がある場合を除く。)
※ 本店が道外であっても、道内に支店等があり北海道に納税義務がある場合は、アの「道税に滞納がないことの証明書」を提出してください。この場合「本店が所在する都府県の事業税」は、提出不要です。
 - ウ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 税務署の発行するもの。
- (3) 健康保険、厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類

- ア 納入告知書
- イ 資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書
- ウ 適用通知書
- ※ 上記アからウなど加入状況が確認できる書類
- (4) 雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類
 - ア 保険関係成立届
 - イ 領収済通知書
 - ウ 概算・確定保険料申告書（控）
 - ※ 上記アからウなど加入状況が確認できる書類
- (5) 社会保険等適用除外申出書 該当がある場合は提出すること。
- (6) 暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書
 - ※ 申請手続を申請者本人が行うときで、申請書において申請者が誓約書の内容を誓約した場合は、誓約書の提出を要しない。
- (7) 小売電気事業者の登録を受けていることを証する書類
 - ※ 一般送配電事業者である小売電気事業者は提出不要。
- (8) 「供給開始日から送電することが可能である者」を示す資料
- (9) 環境配慮入札適合証明書
 - ※ (1)、(2)については原本または写しを提出すること。写しを提出する場合は、道警の求めに応じて提出できるよう原本は保管すること。
 - ※ (3)、(4)及び(7)については写しを提出すること。
 - ※ (8)については本件に係る電源の確保状況、北海道電力との接続供給に係る諸手続の状況、給電運用に係る諸手続の状況（既に交付を受けている書類があれば、関係書類の写しを提出すること。（例：接続供給兼基本契約書）

☐ 私は、北海道警察が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道警察が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

※ 上記□にチェック☑を入れてください。（3の(6)関係）

注 この申請書には、返信用封筒（定型）として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（460円）の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提出すること。

社会保険等適用除外申出書

北海道警察本部長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。

また、上記の申出の内容を確認するため、北海道が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】

☐健康保険 ☐厚生年金保険

- 1 従業員5人未満の個人事業所であるため
- 2 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため
- 3 その他

注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○印で囲んで下さい。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)〇〇年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

- 1 役員のための法人であるため
- 2 その他

注1 該当する番号を○印で囲んで下さい。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)ハローワーク〇〇に確認し、△△により適用除外となる。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書

北海道警察本部長様

私は、北海道警察本部が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道警察本部が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所在地 〒
商号又は名称
代表者

環境配慮入札適合証明書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所
会 社 名
代表者氏名

令和 7 年 11 月 25 日付け北海道警察本部告示第 712 号により公告のありました警察本部庁舎で使用する電力の調達に係る一般競争入札の環境配慮資格要件について、環境配慮審査基準表に基づき算定した点数等は、次のとおり相違ないことを証明します。

No.	項目	数値等	点数	確認資料
①	1kWh 当たりの二酸化炭素排出 係数 (単位：kg-CO2/kWh)	() kg-CO2/kWh		公表資料
②	未利用エネルギー活用状況	活用 ・ 未活用 () %		算出根拠を示す資料
③	再生可能エネルギー導入状況	活用 ・ 未活用 () %		算出根拠を示す資料
④	環境マネジメントシステムの 取得状況 (ISO14001 等)	全社 ・ 一部 ・ 未取得		登録証の写し等
⑤	北海道内の森林の機能増進活 動への参加状況	参加 ・ 不参加		取り組み状況を確認 できる資料
①～⑤の合計点数				

- 注 1) 上表の「数値等」及び「点数」には、別添 1 により算出した値等を記載すること。
- 注 2) 上表の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
- 注 3) ①から⑤の項目に係る確認資料を添付すること。
- 注 4) ①から③の項目に係る数値は、令和 5 年度の実績値を使用すること。

別添 1

環境配慮審査基準表

環境評価項目	評価区分	点数
1 kWh あたりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位 : kg-CO ₂ /kWh) (※ 1)	0.000 以上 0.425 未満	7 0
	0.425 以上 0.450 未満	6 5
	0.450 以上 0.475 未満	6 0
	0.475 以上 0.500 未満	5 5
	0.500 以上 0.525 未満	5 0
	0.525 以上 0.550 未満	4 5
	0.550 以上 0.575 未満	4 0
	0.575 以上 0.600 未満	3 5
	0.600 以上	0
未利用エネルギーの活用状況 (※ 2)	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
再生可能エネルギー導入状況 (※ 3)	8.00%以上	2 0
	5.00%以上 8.00%未満	1 5
	2.50%以上 5.00%未満	1 0
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
環境マネジメントシステムの導入状況 (※ 4)	全社で取得	1 0
	一部で取得	5
	取得していない	0
北海道内の森林の機能増進活動への参加状況 (※ 5)	参加している	5
	参加していない	0

	評価項目	定義等
※ 1	1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている指定年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※2	未利用エネルギー活用状況	指定年度の未利用エネルギー活用状況は、次の計算式による値。 指定年度の未利用エネルギーの活用状況（％） $= \frac{\text{指定年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）}}{\text{指定年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$ 1 未利用エネルギー発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混然する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。） ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス 3. 指定年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。 4. 指定年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。
※3	再生可能エネルギー導入状況	再生可能エネルギー導入状況は次の計算式による値。 $(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) \div \text{⑥} \times 100$ ① 指定年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ② 指定年度に他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（ただし再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く） ③ グリーンエネルギーC02削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーC02削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kwh）（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。） ④ J-クレジットにより認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kwh）（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後の排出係数の算定に用いたものに限る。） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kwh）（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る） ⑥ 指定年度の供給電力量（需要端（kwh））

		1 再生可能エネルギーとは、FIT 法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギーについては含まない。） 2 指定年度の再生可能エネルギー電気の利用量等（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 指定年度の供給電力量（⑥）には他電気事業者への販売分は含まない。
※ 4	環境マネジメントシステムの取得状況	評価対象となる環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「エコアクション 21」、「エコステージ」、「KES」又は「HES」とする。
※ 5	北海道内の森林の機能増進活動への参加状況	評価対象となる活動は、当年度を含む過去 3 カ年において、北海道、北海道内市町村若しくは北海道内の緑化活動団体（下記 URL を参照）が主催する植樹・育樹活動への参加又は自社が主体となって実施する北海道内の植樹・育樹活動をいう。 URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/ ※ 植樹育樹活動とは、山林、林、河川敷、公園等の植樹及び樹木を育成するための活動をいう。

※指定年度は令和 5 年度とする。

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和 7 年 11 月 25 日付けで令和 7 年北海道警察本部告示第 713 号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令 37 号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者

支出負担行為担当者 北海道警察本部長 友 井 昌 宏

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 基本料金（契約電力 1 kW 当たりの単価） 1,500 kW

イ 電力量料金（使用電力量 1 kWh 当たりの単価） 6,845,528 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様その他の明細

「電力需給仕様書」による。

(3) 契約期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで

(4) 納入場所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部庁舎（地下 3 階電気室）

3 入札に参加する者に必要な資格

令和 7 年北海道警察本部告示第 712 号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

北海道警察本部総務部施設課

電話番号 011-251-0110 内線 2304

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

北海道警察本部 1 階入札会場

（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 令和 8 年 1 月 8 日（木）午後 1 時 30 分（送付による場合は、同月 7 日（水）午後 5 時までに必着）

(3) 開札場所 (1) に同じ。

(4) 開札日時 (2) に同じ。

6 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 落札者の決定方法

すべての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

要（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

11 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154号各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、入札の日の前日までに、提出した書類について北海道警察から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）とすること。なお、端数は、円単位未満第2位までとする。

(4) 入札書の記載方法

ア 入札書には、基本料金1kW、電力量料金1kWh当たりの単価を記載すること。

なお、基本料金における力率は、85パーセントとして算定すること。

また、入札価格の算定に当たっては、燃料調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

イ アで作成した入札書には、仕様書に記載した年間予定使用量等を元に算出した、入札総価額を記載すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所 在 地 郵便番号060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線2304

(6) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(8) この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることがあり得る。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。

物 品 競 争 入 札 心 得

(総 則)

第1条 北海道が発注する物品購入等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されてる者を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「警察本部庁舎電力需給契約入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとしします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、初度の入札参加者で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 全ての入札金額（単価）がそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約終了後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為

担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

- (1) 契約の締結を書面で行う場合には、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。
- (2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には、支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

(北海道議会の議決事件)

第14条 削除

(落札者と契約を行わない場合)

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

- 2 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない

(入札保証金等の帰属)

第16条 落札者が当該入札に係る契約を終結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を終結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第17条 契約を終結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険 契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- 2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

入札書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

入札者 住所
氏名 印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、下記の金額で入札いたします。

1 契約名 警察本部庁舎電力需給契約

2 入札金額

(1) 基本料金（力率85%の場合の単価）

契約電力1キロワットにつき	円	銭
---------------	---	---

(2) 電力量料金

1キロワット時につき	円	銭
------------	---	---

3 入札総価額（年間総価額）

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

区分		予定契約電力量×月数 年間予定使用電力量	単価（円）	金額（円）
業務用電力 （一般）	基本料金 契約電力量1kW当たりの単価（税込）	1,500kW×12月=18,000kW		
	電力量料金 使用電力量1kWh当たりの単価（税込）	6,845,528kWh		
合 計 （ 円 ）				

入札書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

入札者 住所
氏名

代理人 住所
氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、下記の金額で入札いたします。

1 契約名 警察本部庁舎電力需給契約

2 入札金額

(1) 基本料金（力率85%の場合の単価）

契約電力1キロワットにつき	円 銭
---------------	-----

(2) 電力量料金

1キロワット時につき	円 銭
------------	-----

3 入札総価額（年間総価額）

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

区分		予定契約電力量×月数	単価（円）	金額（円）
		年間予定使用電力量		
業務用電力 （一般）	基本料金 契約電力量1kW当たりの単価（税込）	1,500kW×12月=18,000kW		
	電力量料金 使用電力量1kWh当たりの単価（税込）	6,845,528kWh		
合 計 （ 円 ）				

入札書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

入札者 住所
氏名

代理人 住所
氏名

復代理人 住所
氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、下記の金額で入札いたします。

1 契約名 警察本部庁舎電力需給契約

2 入札金額

(1) 基本料金（力率85%の場合の単価）

契約電力1キロワットにつき	円 銭
---------------	-----

(2) 電力量料金

1キロワット時につき	円 銭
------------	-----

3 入札総価額（年間総価額）

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

区分		予定契約電力量×月数 年間予定使用電力量	単価（円）	金額（円）
業務用電力 （一般）	基本料金 契約電力量1kW当たりの単価（税込）	1,500kW×12月=18,000kW		
	電力量料金 使用電力量1kWh当たりの単価（税込）	6,845,528kWh		
合 計 （ 円 ）				

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所
入札者
氏名

印

私は、下記契約の入札及び見積りに関すること及び復代理人の選任に
関することについて を代理人と定め一切の
権限を委任します。

記

契約名 警察本部庁舎電力需給契約

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所
入札者
氏名

住所
代理人
氏名

印

私は、下記契約の入札及び見積りに関することについて

を復代理人と定め一切の権限を委任します。

記

契約名 警察本部庁舎電力需給契約

入札に当たっての注意事項

1 入札金額（単価）は消費税等込みの金額とし、算用数字で記載すること。

2 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

住所 札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目

代理人

氏名 〇 〇 〇 〇 印

※ 代理人が入札する場合には、代理人の印のみ必要です。」

役職印は
不要です。

3 復代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

住所 札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目

代理人

〇 〇 〇 〇 株式会社 札幌支店

氏名 札幌支店長 〇 〇 〇 〇

住所 札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目

復代理人

氏名 〇 〇 〇 〇 印

※ 復代理人が入札する場合には、復代理人の印のみ必要です。」

役職印は
不要です。

代理人（支店
長等）の役職
印も不要です。

4 委任状の「委任者」等の表示も上記2の例によること。

5 入札書は、契約名及び自己の名称若しくは商号を記載した封書に封入の上、提出（投函）していただきます。

北海道警察本部庁舎電力需給契約書

- 1 契約事項 北海道警察本部庁舎で使用する電力の需給
- 2 納入場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部庁舎（地下3階電気室）
- 3 契約電力 1,500kW
- 4 その他の仕様 北海道警察本部庁舎特別高圧受電設備電力需給仕様書のとおり
- 5 契約期間 令和8年3月1日から令和9年2月28日まで
- 6 契約単価 契約単価は次のとおりとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた単価とする。

(1)	基本料金	契約電力1kW当たり金	円	銭
(2)	電力量料金	電力量1kWh当たり金	円	銭
- 7 契約保証金 免除

上記電力の需給について、発注者 北海道と供給人（以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。）

（注）（）書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

（令和 年 月 日）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

発注者 北海道
北海道警察本部長
友 井 昌 宏

住 所
受注者 氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、別紙「北海道警察本部庁舎特別高压受電設備電力需給仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき北海道警察本部庁舎で使用する電力を需要に応じて安定的に供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約単価の変更)

第3条 発注者又は受注者は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不適当となったと認めたとき又は受注者の発電費用等の変動、消費税法の改正により契約単価を改定する必要があるときは、協議の上これを変更することができるものとする。

(使用電力量の増減)

第4条 発注者の使用電力量は、都合により使用予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

第5条 契約電力の変更について、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議の上これを変更するものとする。

2 発注者が前項の規定によらないで、契約電力を超えて電気を使用した場合は、当該契約電力が受注者の責めに帰すべき理由により超過した場合を除き、受注者に対し、超過金を支払うものとする。

3 前項の超過金は、契約電力を超えた電力分につき基本料金単価を乗じて得た金額の1.5倍に相当する金額とする。

(使用電力量の計量)

第6条 受注者は、毎月末日24時の計量器に記録された値により、最大需要電力、使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)及び力率を計量し、その結果を発注者に通知しなければならない。

2 使用電力量の単位は、1キロワット時(1kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

3 力率の単位は、1パーセント(1%)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(電気料金の算定)

第7条 1月の電気料金は、契約電力に応じた基本料金、当該月中に使用した電力量に応じた電力量料金及び燃料費調整額の合計額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)の合計代金額(以下「電気料金」という。)とする。

2 前項の基本料金は、契約単価に規定する基本料金単価に契約電力を乗じて得た額とする。ただし、1月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割り引いた額とし、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割り増した額とする。

3 第1項の電力量料金は、契約単価に規定する電力量料金単価に第6条の規定により計量した使用電力量を乗じるものとする。

4 第1項の燃料費調整額は、北海道を供給区域とする電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者(以下「一般送配電事業者」という。)が定める算式によって算定された額を超えない範囲とする。

5 第1項の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般送配電事業者が定める標準供給条件(高压)による。

(料金の請求及び支払)

第8条 受注者は、毎月、前条の規定により算出した前月分の電気料金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による受注者からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に北海道会計管理者の勤務の場所において当該電気料金を支払うものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき理由により前項の電気料金を支払わないときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(調査等)

第9条 発注者は、電気の供給状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該供給につき適正な履行を求

めることができる。

- 2 受注者は、電気の供給に関し事故が生じた場合は、直ちに、発注者に報告し、その措置につき発注者と協議しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、第12条、第13条及び第14条に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、発注者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受注者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による契約解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく発注者との協議事項に従わないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力の原因によらないで、電力の供給をすることができないことが明らかなとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。
- (7) 電気事業法その他の電気事業に関する法令又はこれらの関係法令に基づく命令若しくは処分等に違反したとき。
- (8) 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第14条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第21条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第21条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

- (2) 受注者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第21条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。
- （発注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）
- 第15条 第12条各号又は第13条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第12条または第13条の規定による契約の解除をすることができない。
- （受注者の催告による契約解除権）
- 第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- （受注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）
- 第17条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。
- （発注者の損害賠償請求等）
- 第18条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、当該解除の日から契約期間満了の日までに係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た総価額の100分の10に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第12条及び第13条の規定により、この契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合と見なされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。
- （受注者の損害賠償請求等）
- 第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すことができない理由によるものであるときは、この限りではない。
- (1) 第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
(電力の供給に関する損害賠償)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者にその損害を賠償しなければならない。

(1) その責めに帰すべき理由により電力の供給に関し発注者に損害を与えたとき。

(2) 第18条第1項に定める賠償金を徴収してもなお、発注者に損害があるとき。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

3 受注者は、電力の供給に関し、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)

第21条 受注者は、この契約に関して、第14条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の確定した電気料金の合計額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない電気料金に係る賠償金については、確定した都度、前項の規定中「毎月の確定した電気料金の合計額」とあるのは「毎月の確定した電気料金」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 発注者は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者に対して賠償金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する売買代金請求権その他の債権と相殺することができる。

(電子メールを利用する方法)

第23条 この契約書において書面により行われなければならないとされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(費用の負担)

第24条 この契約の締結及び電気供給に係る手続等の費用は、受注者の負担とする。

(契約に定めのない事項)

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

北海道警察本部庁舎
特別高圧受電設備
電力需給仕様書
(訂正版)

北海道警察本部

北海道警察本部庁舎電力需給については、契約書に定めるほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

- (1) 需給場所
北海道警察本部庁舎地下3階電気室
- (2) 住 所
札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 業種及び用途
官公署（事務所）

2 仕様

(1) 電力供給条件

ア 受電方式	交流3相3線式 スポットネットワーク受電（3回線）
イ 供給電圧（標準電圧）	30,000V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000V
エ 標準周波数	50Hz
オ 受電施設の総容量	7,500kVA

(2) 需給地点

北海道警察本部庁舎の電気設備と電力供給者の供給設備との接続点

(3) 工作物の財産分界点

需給地点と同じ。ただし、軽量地点に電力供給者により設置された軽量装置等は電力供給者の所有となる。

(4) 保安上責任分界点

需給地点と同じ。

(5) 電力量等の計量地点

北海道警察本部庁舎内の受電施設

(6) 非常用自家発電設備

1,250kVA

3 予定契約電力等

(1) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力	1,500kW
イ 年間予定使用電力量	6,845,528kWh
ウ 月別予定電力使用量	別添1のとおり

(2) 過去の契約電力、最大需要電力、力率及び使用電力量の実績値

別添2のとおり

(3) 力率

85%以上で100%を目途に運用している。

4 その他

その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、電力供給者と受給者が協議の上、定めるものとする。

別添 1 月別予定電力使用量

* 令和 8 年 3 月から令和 9 年 2 月まで

年 月		契 約 電 力 (kW)	予 定 電 力 使 用 量 (kWh)
令和 8 年	3 月	1, 500	570, 055
	4 月	1, 500	541, 247
	5 月	1, 500	539, 304
	6 月	1, 500	567, 457
	7 月	1, 500	651, 439
	8 月	1, 500	618, 488
	9 月	1, 500	543, 719
	10月	1, 500	583, 979
	11月	1, 500	558, 758
	12月	1, 500	573, 056
令和 9 年	1 月	1, 500	577, 591
	2 月	1, 500	520, 435
合計			6, 845, 528

別添 2

過去の契約電力、最大需要電力、力率及び使用電力量の実績

年 月		契 約 電 力 (kW)	最 大 需 要 電 力 (kW)	予 定 電 力 使 用 量 (kWh)	力 率 (%)
令和 7 年度	4 月	1, 500	1, 023	541, 247	100
	5 月	1, 500	1, 060	539, 304	100
	6 月	1, 500	1, 206	567, 457	100
	7 月	1, 500	1, 265	651, 439	100
	8 月	1, 500	1, 249	618, 488	100
	9 月	1, 500	1, 169	543, 719	100
令和 6 年度	10月	1, 500	1, 147	583, 979	100
	11月	1, 500	1, 089	558, 758	100
	12月	1, 500	1, 067	573, 056	100
	1 月	1, 500	1, 074	577, 591	100
	2 月	1, 500	1, 080	520, 435	100
	3 月	1, 500	1, 053	570, 055	100
合計				6, 845, 528	

電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について

北海道警察では、令和6年4月以降、制限付一般競争入札等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、落札者（又は決定者）の「希望制」としており、落札者等の決定後、速やかに契約手続を行うため、**北海道警察本部**が発注する全ての工事及び委託業務につきましては、次のとおり**入札書（又は見積書）の提出日に「契約に関する申出書」を提出**していただくことになりますので、入札参加者及び見積書提出者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

記

1 「契約に関する申出書」の様式について

別紙1、別紙1－②及び別紙1－③のとおり

または北海道建設部建設政策局建設管理課のHPに掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html>

参加する案件ごとに必要となりますので、印字若しくはダウンロードの上、発注機関や開札日別に整理、保管されるようお願いします。

2 申出書の提出時期及び提出方法について

提出時期	入札書（又は見積書）提出時 （＝開札日）
提出方法	「契約に関する申出書」へ必要事項を記載し開札日に持参し、落札者等となった場合に担当者に提出

3 留意事項

- (1) 落札決定時に「契約に関する申出書」の提出がない場合でも、入札書（又は見積書）が無効になることはありませんが、速やかに契約方法を確認し、契約手続を行う必要があることから遺漏等がないよう御確認をお願いします。
- (2) 委託業務の落札者等が提出した「契約に関する申出書」において、電子契約を希望した場合、電子契約を承諾したものとみなす取扱となります。

「契約に関する申出書」の提出について、不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせ先 〒060-8520

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課契約係

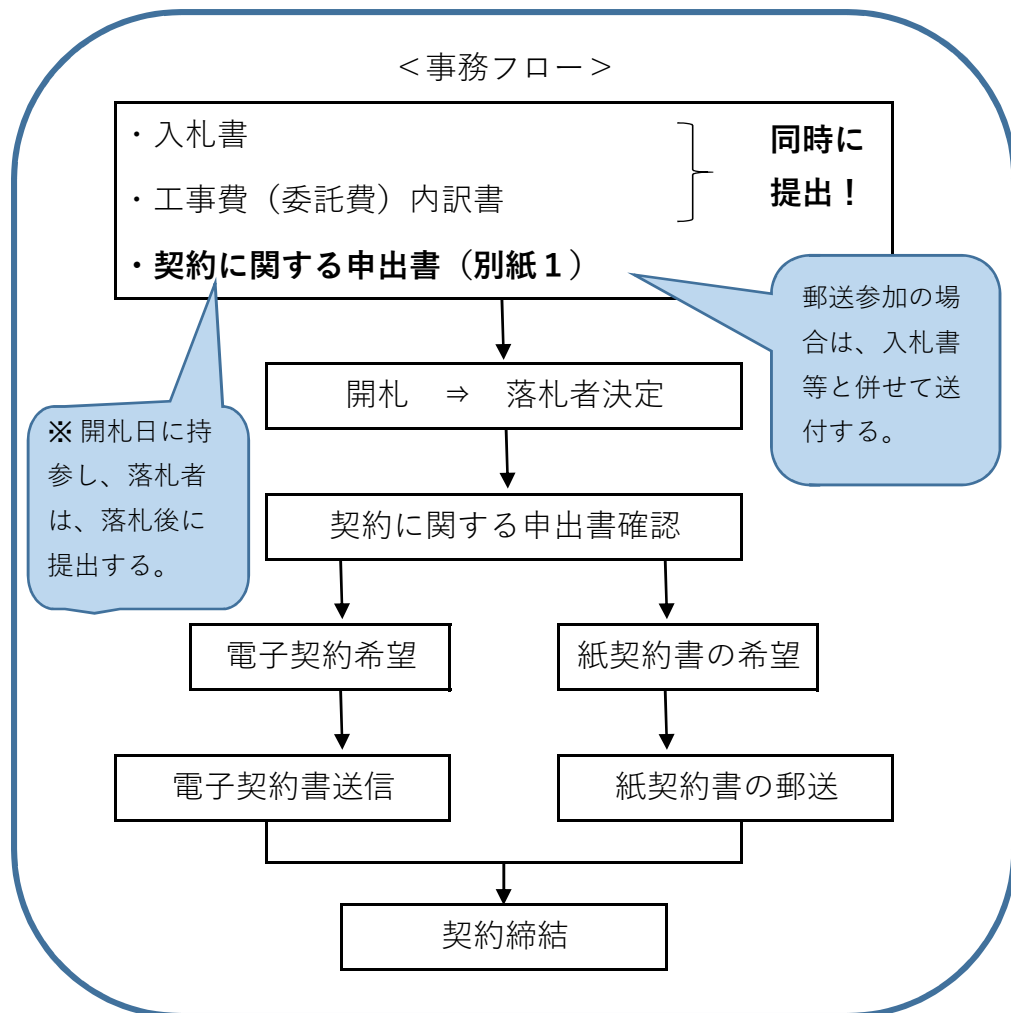
電話 011-251-0110（内線2302～2305）

電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について
【令和6年4月1日以降】

(北海道警察本部総務部施設課)

北海道警察では、令和6年4月以降に入札公告及び見積案内等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、事業者の「希望制」としており、落札者の決定後、速やかに契約手続を行うため、北海道警察総務部施設課が発注する全ての工事及び委託業務につきましては次のとおり**入札書等と同時に「契約に関する申出書」を提出**していただくことになりますので、入札参加者の皆様の御理解と御協力をお願いします。



※ 変更契約から「紙契約」を希望される場合は、当課契約係へお問い合わせください。

契約に関する申出書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった
場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整理番号)		()	
業務名			
契約方法 等の申出		☐ 紙での契約を希望します。 ☐ 電子契約を希望します。 なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。	
(締結権限者)	氏名	アドレス	
(契約担当者)	氏名	アドレス	
連絡先	担当者	(所属) (職・氏名) (電話番号)	

(留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。

契約に関する申出書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

代理人 住所

氏名

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整理番号)		()
業務名		
契約方法等の申出 (締結権限者) (契約担当者)		☐ 紙での契約を希望します。 ☐ 電子契約を希望します。 なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。 氏名 メールアドレス 氏名 メールアドレス
連絡先	担当者	(所属) (職・氏名) (電話番号)

(留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。